

第3章 目指すべき環境の将来像と目標・施策

3-1

茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

本計画では、前計画で掲げた茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像を継承し、以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせずにより有効利用するよう心がけ、環境負荷を低減した循環型・低炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市外への情報発信によって、市域を越えた『持続可能な社会』の実現に貢献しています。



3-2 計画体系

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、以下のとおりです。

政策目標 (= 10年後のイメージ)

1 自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養かんようされています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

4 気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に着実に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

基本方針	施策
(1) 生物多様性の保全	①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進
(2) みどりの保全	④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全
(3) 良好な生活環境の保全	⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全
(4) 快適な生活環境の形成	⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進
(5) ごみの発生抑制・再利用・再生利用の推進	⑫4Rの推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化
(6) 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築	⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施
(7) 気候変動緩和策の推進	⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進
(8) 気候変動適応策の推進	⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進
(9) 環境教育・環境学習の充実	㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上
(10) 環境活動の促進	㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信

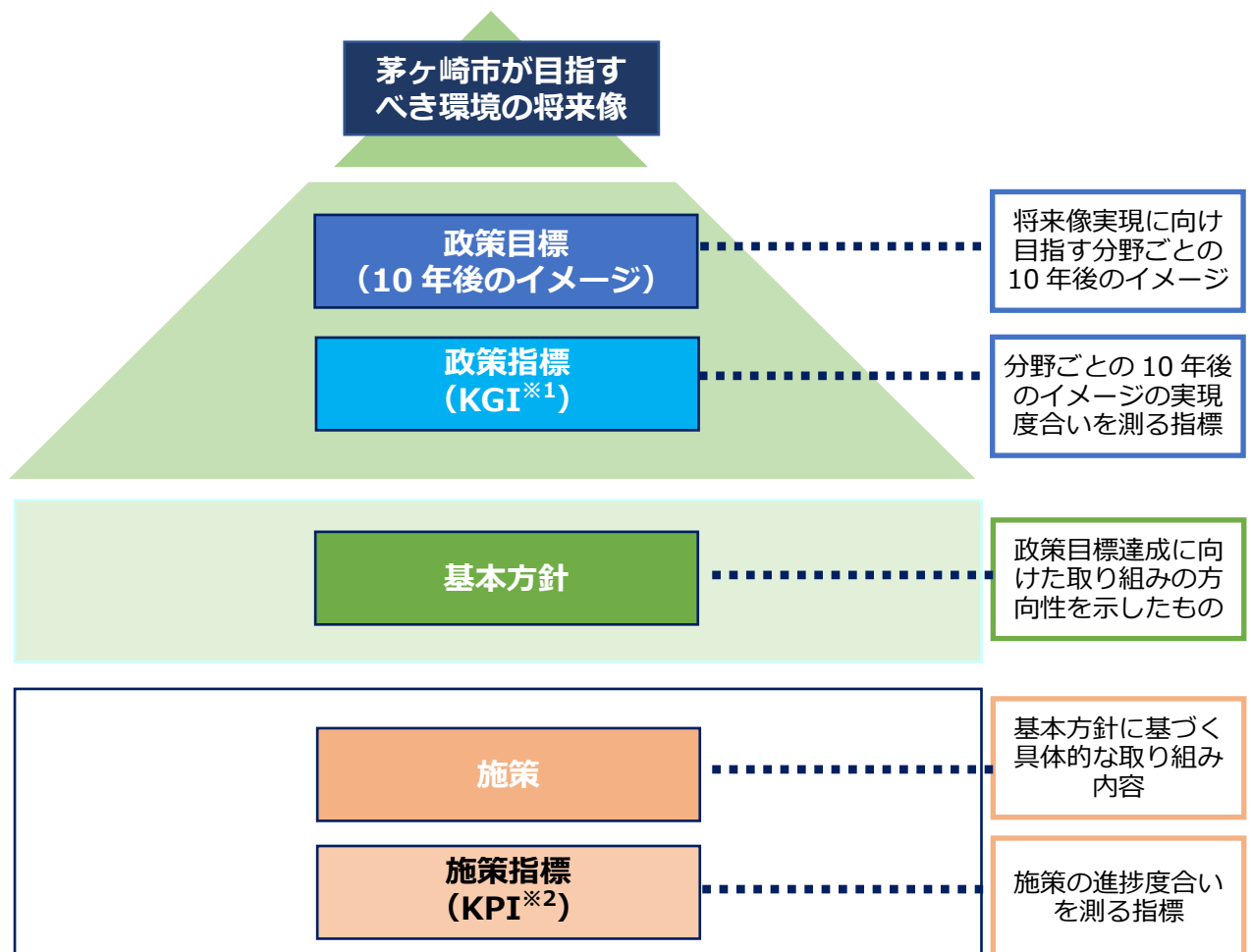
3-3

政策目標・政策目標を達成するための施策

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す 10 年後の茅ヶ崎市のイメージを 5 つの分野ごとに描いてみました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定します。

さらに、政策目標の達成に向け、10 の「基本方針」を定め、より具体的な取り組み内容を「施策」として表現しました。施策の進捗度合いを測るため、各施策には「施策指標」を設定します。

政策目標・政策目標を達成するための施策の構成



※1 政策指標 (KGI) : Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標 (KPI) : Key Performance Indicator KGIを達成するための過程を計測する中間指標

政策目標 1

自然と人が共生するまち

政策目標1（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 自然と人が共生するまち

生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりをを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に復元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「里山などの自然の緑」を「重要」と考える割合（市民）	↗	56%	59%	63%
② 自然環境評価調査での指標種の確認数	→	148種／186種 (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する
③ 緑地面積 ^{※1} （都市計画区域面積（3,576ha）における緑地面積（割合））	↗	659.00ha (18.43%) (令和2.4.1)	現状値以上	689.68ha (19.29%) (令和10年目標)
④ 「緑の豊かさ」に対する「満足」の割合（市民）	↗	36%	41%	46%
⑤ 「里山などの自然の緑」に対する「満足」の割合（市民）	↗	35%	42%	48%
⑥ 「水と親しめる場所」に対する「満足」の割合（市民）	↗	40%	45%	50%

※1 緑地面積：都市公園、公共施設緑地（青少年広場等）、民間施設緑地（ゴルフ場・社寺境内地等）、地域性緑地（特別緑地保全地区・生産緑地地区・保存樹林地等、法や条例、協定等によるもの）の面積。

○参考データ

項目		現状値
①	土地利用現況調査における自然的土地利用※2の割合	都市計画区域(24.8%) 市街化区域 (6.9%) 市街化調整区域 (54.0%) (平成 27 年度)

※2 自然的土地利用：農地や山林、水面、砂浜、岩礁、河川敷等のその他の自然地のこと。

基本方針(1) 生物多様性の保全

- ・貴重な生きものが生息・生育するみどりの保全・再生に取り組むとともに、市民、事業者と連携・協力しながら市内の生きものの生息・生育の実態を把握します。
- ・生きもののために生物多様性を保全することが、同時に人間の日常生活を支え豊かにしてくれていることを市民や事業者に普及・啓発します。

基本方針(2) みどりの保全

- ・人々が身近にふれあう公園、緑地、水辺の保全に努めます。



基本方針(1) 生物多様性の保全

施策① 重要度の高い自然環境の保全

自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」として位置づけられた柳谷や行谷、清水谷、長谷、赤羽根十三区、平太夫新田、柳島を生態系ネットワークの核(コア)として保全し、他の様々なみどりとともに生態系ネットワークの形成を目指します。

また、北部丘陵については、谷戸や樹林、細流、草地などの多様な自然環境と、「特に重要な自然環境」として位置づけられた地域の周辺にある里山環境を一体として保全していきます。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	特別緑地保全地区面積	↗	2箇所/7.8ha (令和2.4.1)	現状値以上	4箇所/39.7ha (令和10年目標)
②	自然環境評価調査での重要度が高い自然環境での指標種の確認数	→	柳谷(75種) 行谷(72種) 清水谷(63種) 長谷(38種) 赤羽根十三区(42種) 平太夫新田(28種) 柳島(28種) (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する

○参考データ

項目	現状値
① みどりの保全地区面積	0ha (令和2.4.1)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
特別緑地保全地区の指定の推進	景観みどり課
自然環境評価調査において特に重要度の高い自然環境とされた地域における保全管理の推進	景観みどり課
北部地区の緑地に対する維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など)	景観みどり課
茅ヶ崎市緑のまちづくり基金*の充実	景観みどり課

施策② 生きものの生息・生育環境の保全

本市には、自然環境評価調査において「特に重要な自然環境」や「生きものの移動空間として重要な地点・地域」とされた地域をはじめ、北部丘陵、河川、海岸、砂防林などの多様なみどりと、そこをすみかとする多種多様な生きものが生息・生育しています。

これらの生きものの実態を定期的に把握するとともに、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを推進します。

また、生態系に影響を及ぼす外来生物に関する情報発信や拡散防止を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	自然環境評価調査の実施状況	↑	3回 (第1回：平成15～17年度、第2回：平成22～24年度、第3回：平成27～29年度)	概ね5年に1度実施	概ね5年に1度実施
②	自然環境評価調査における環境区分ごとの指標種の確認数 (確認数/環境区分ごとに設定した指標種の数)	→	樹林(38種/46種) 草地(36種/41種) 水辺(35種/52種) 海岸(17種/20種) 主要河川(13種/17種) 細流(9種/10種) (平成29年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する
③	自然環境評価調査における、陸域での特定外来生物*等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↓	12種/19種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する
④	自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数 (確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)	↓	2種/4種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
自然環境評価調査の実施と調査員の養成	景観みどり課
外来種*に関する情報発信や拡散防止の推進	景観みどり課
開発行為に伴う指標種等への対応（ミティゲーションの実施）	景観みどり課
緑化ガイドラインの作成	景観みどり課

施策③ 生物多様性の保全に向けた理解の促進

生物多様性を保全し、次世代へ継承していくためには、生物多様性やその恵みについて理解を得ることが必要です。

そのため、生物多様性の保全は、私たちの衣・食・住をはじめとする日常生活や農業生産などの経済活動に密着した身近な問題であることを市民・事業者へ周知啓発を行っていきます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「生物多様性」の意味を理解している割合(市民)	↑	30%	38%	45%
② 「野生の動植物を身近に感じる」ことを「重要」と考える割合(市民)	↑	38%	44%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
みどりに関する講座や観察会の実施	環境政策課 景観みどり課
「茅ヶ崎市レッドリスト2017」の周知と保全への配慮の働きかけ	景観みどり課
生物多様性に関する情報発信	環境政策課 景観みどり課

夏休み環境イベント(みんなで森を知ろう)



基本方針(2) みどりの保全

施策④ 公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進

身近なみどりとのふれあいの場、子どもの遊び場となる公園について、地域の協力を得ながら維持管理の拡大・普及を図るほか、市民などによる公共施設や道路の緑化活動を支援します。

また、「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」に基づき、市内の樹林や樹木の保全を図るほか、民有地の緑化を推進し、市内のみどりの保全・創出を図ります。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 都市公園の市民一人当たり面積	↑	3.39㎡ (令和2.4.1)	3.52㎡	3.58㎡ (令和10年目標)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
公園整備の推進	公園緑地課
公園緑地等の維持管理	公園緑地課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用（保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など）（再掲）	景観みどり課

市民の森



施策⑤ 河川・水辺、海岸の保全、整備

相模川や小出川、千ノ川や駒寄川などの河川の流域特性をふまえて、生物多様性に配慮しながら周辺の樹林や農地、公園・緑地など連続したみどりのネットワーク形成を図ります。

このほか、砂浜など海岸に特有の環境に依存する生きものが生息・生育する海岸環境を保全・再生するとともに、海岸の景観を構成する砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。

これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を生かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 自然環境評価調査における環境区分(水辺、海岸、主要河川、細流)ごとの指標種の確認数(確認した種の数/環境区分ごとに設定した指標種の数)【再掲】	→	水辺(35種/52種) 海岸(17種/20種) 主要河川(13種/17種) 細流(9種/10種) (平成29年度)	確認できる指標種の数を維持する	確認できる指標種の数を維持する
② 自然環境評価調査における、水域での特定外来生物等の確認数(確認した種の数/外来生物法に基づき指定されている特定外来生物等の数)【再掲】	↓	2種/4種 (平成29年度)	確認できる特定外来生物等の種数が減少する	確認できる特定外来生物等の種数が減少する

主な取り組み

主な取り組み	担当課
(仮称)河童徳利ひろば整備	公園緑地課
小出川・千ノ川の適正管理の促進	下水道河川建設課
千ノ川・駒寄川の除草などの維持管理	下水道河川管理課
海岸浸食防止対策	農業水産課



小出川

施策⑥ 農地、森林の保全

農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災・減災、景観形成、生きものの生息・生育環境といった多面的な役割を担う農地を保全するほか、都市農業の安定的な継続のための多様な担い手の確保などの農地の保全に寄与する事業を推進します。

また、水源涵養^{かん}、大気浄化、生きものの生息・生育空間などの公益的機能を持つ森林を保全します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「農地などの田園風景が守られている」ことに対する「満足」の割合	↗	19%	26%	33%
② 耕地面積	↗	348ha	令和4年度に将来推計値を算出 [※]	令和4年度に将来推計値を算出 [※]
③ 市民農園面積	↗	3.67ha (令和2.4.1)	現状値以上	4.02ha (令和10年目標)
④ 自然環境評価調査における環境区分(樹林)での指標種の確認数(確認した種の数/設定した指標種の数)【再掲】	→	38種/46種 (平成29年度)	確認できる指標種 の数を維持する	確認できる指標種 の数を維持する

※ 耕地面積の目標値は、令和4年の特定生産緑地の指定状況をふまえたうえで策定していく予定です。

○参考データ

項目	現状値
① 生産緑地地区面積	55.70ha (令和2.4.1)
② 保存樹林面積/保存樹木指定数	3.52ha/22件 (令和2.4.1)
③ 山林面積(土地利用現況調査より)	151.9ha(平坦地) 82.5ha(傾斜地) (平成27年度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
市民農園への支援	農業水産課
援農ボランティア制度の活用	農業水産課
営農に対する支援策	農業水産課
地産地消の推進	農業水産課
生産緑地の指定	都市計画課
「茅ヶ崎市みどりの保全等に関する条例」の活用(保存樹林等・市民緑地など/みどりの保全地区など) (再掲)	景観みどり課

政策目標 2

良好な生活環境が保全されているまち

政策目標 2 (10年後の茅ヶ崎市のイメージ)
良好な生活環境が保全されているまち

水や大気、土壌環境については環境基準を維持し、継続的に改善が図られています。騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養かんされています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 大気汚染に係る環境基準達成状況	↑	光化学オキシダント以外のすべての項目で達成 (平成30年度)	全項目で環境基準達成	全項目で環境基準達成
② 水質汚濁に係る環境基準達成状況	↑	河川においてBOD、SS、大腸菌群数で環境基準超過、海域は超過なし (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③ 「周辺の静かさ」に対する「満足」の割合 (市民)	↑	47%	51%	55%
④ 「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合 (市民)	↑	34%	39%	44%
⑤ 「まちなみの美しさ」に対する「満足」の割合 (市民)	↑	18%	25%	32%

基本方針（３） 良好な生活環境の保全

- ・暮らしの中から生じる公害の未然防止を図るため、市民、事業者への啓発活動を行います。
- ・大気、水質、騒音など、市内の環境状態の監視・測定を実施します。
- ・水循環の維持・回復のために、雨水の地下浸透を促進します。

基本方針（４） 快適な生活環境の形成

- ・まちの美化に関する市民、事業者の意識の高揚を図ります。
- ・魅力的で快適な景観づくりを推進します。

海岸清掃（美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎）



基本方針(3) 良好な生活環境の保全

施策⑦ 公害防止対策の推進

市民が健康に生活できる環境を確保するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施のほか、騒音・振動の発生防止に向けた取り組みや有害化学物質対策を実施するなど、引き続き、環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みを実施していきます。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	工場・事業場定期立入調査件数	→	35件	35件	35件
②	工場・事業場の排水測定における排水基準達成率	→	17件/17件 (100%)	100%	100%
③	「空気のきれいさ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	45%	50%	55%
④	「土壌の汚れ」に対する「満足」の割合(市民)	↗	41%	47%	54%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
水質汚濁、土壌汚染に関する立入調査	環境保全課
大気汚染に関する立入調査	環境保全課
騒音、振動、悪臭に関する立入調査	環境保全課
水質測定物品の貸与及び供与	環境保全課

施策⑧ 健全な水循環の維持

健全な水循環を維持・回復するため、雨水の地下浸透を促進します。
また、水質改善に取り組むとともに、水質測定を継続的に実施します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	地下水水質常時監視結果	→	定点調査・メッシュ調査は超過なし (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
②	市内河川の水質に係る環境基準達成状況	↗	一部超過 (平成30年度)	環境基準超過なし	環境基準超過なし
③	水浴場の水質判定基準の達成状況	↗	5月-水質 AA 7月-水質 B (平成30年度)	水質 A	水質 A
④	生活排水処理率*	↗	97.2% (平成30年度)	98.8%	99.3%
⑤	「水のきれいさ」に対する「不満」の割合(市民)	↘	37%	32%	28%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
地下水・河川水質調査	環境保全課
水循環水環境に関する啓発活動	下水道河川建設課
下水道排水に対する水質調査	下水道河川総務課
処理区域内での早期水洗化の促進	下水道河川総務課

サザンビーチちがさき海水浴場



河川水の採水



施策⑨ 地域での生活環境の保全

ペットの適正管理に関する市民のマナー向上・法令遵守に向けた取り組みや、法令などになじまない家庭生活における生活騒音についての周知啓発等により、地域における生活環境の保全を図ります。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 環境騒音に関する観測地点での環境基準達成率※	→	100% (平成30年度)	100%	100%

※ 騒音に係る環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに基準値が定められおり、茅ヶ崎市では、市長が次のとおり環境基準の類型指定を行っています。

地域の類型	基準値	
	昼間(6~22時)	夜間(22~6時)
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

- A : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
 B : 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
 C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

主な取り組み

主な取り組み	担当課
飼育マナー啓発	衛生課
普通騒音計及び振動計の貸出	環境保全課



基本方針（４） 快適な生活環境の形成

施策⑩ まちの美化の推進

ごみの散乱を防止するため、環境美化やマイクロプラスチック*の発生防止に対する意識の啓発を行うとともに、地域によるまちの美化の取り組みとして、クリーンキャンペーン等の環境美化活動を実施し、ごみの少ないきれいなまちを目指します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和 7 年度)	期末目標 (令和 12 年度)
① 地域清掃・ボランティア清掃参加人数	↑	7,647 人	7,838 人	8,412 人

主な取り組み

主な取り組み	担当課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎	環境保全課
「きれいなちがさき条例」周知啓発	環境政策課
地域清掃・ボランティア清掃	環境保全課
マイクロプラスチック発生防止周知啓発	環境保全課



施策⑪ 良好な景観形成の推進

「茅ヶ崎市景観計画」等に基づく、景観への取り組みを実施し、地域の特色を生かした良好な景観形成を推進します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 景観資源の累計指定件数	↑	29箇所	34箇所	35箇所

主な取り組み

主な取り組み	担当課
景観資源の指定	景観みどり課
屋外広告物に関する事務	景観みどり課
公共サインの整備	景観みどり課
景観まちづくりアドバイザー派遣	景観みどり課

景観資源



公共サイン



政策目標 3

資源を大切に作る循環型のまち

政策目標 3（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 資源を大切に作る循環型のまち

必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロスを減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 市民1人1日当たりの資源物を除くごみ排出量	↓	642.4g	583.9g	560.3g
② 市民1人1日当たりのごみ排出量	↓	797.2g	779.2g	761.3g
③ 最終処分率	↓	9.94%	6.05%	3.31%
④ 「リサイクル等の活動が盛んである」ことに対する「満足」の割合（市民）	↑	12%	20%	28%

※中間・期末の目標値は、改定一般廃棄物処理基本計画（H30年度3月）における目標管理を行うために、国が策定した「ごみ処理基本計画策定指針」の中で示す方法に準じ、ごみの種別ごとに過去の排出実績から排出原単位（g/人日）を、トレンド法（≒時系列傾向分析）により推計しています。

※推計は、人口の推移や新型コロナウイルス感染症を背景とした生活スタイルの変化に伴い変化する可能性があります。

※なお、ごみの有料化の導入については、始期が確定していないため、推計値はごみの有料化を前提としない数値です。中間評価時において、ごみの有料化が導入されている場合、期末評価の目標値については見直します。

基本方針（5） ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

- ・「資源循環型まちづくり」に向け、「ごみ」の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、要らないものを買わない・断る（リフューズ）の4Rに関する施策を積極的に推進します。

基本方針（6） 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

- ・「ごみ」の自区域内処理の原則のもと、地球環境に負荷を与えない、地域経済の発展に寄与する「資源循環型まちづくり」を目指したごみ処理システムを構築します。

4Rの推進（おもちゃ病院）



パッカー車「ARIGATO」



基本方針（５） ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進

施策⑫ 4Rの推進

市民や事業者のリフューズやリデュースの取り組みをサポートし、さらにリユースやリサイクル意識の醸成をはかるために、地域や事業者と連携し、ごみを出さないための行動を呼びかけていきます。

また、新たな分別・資源化、使い捨てプラスチックの使用削減や食品ロスを抑制する取り組みなど、ごみの減量化に対して効果のある諸制度について、幅広く情報を収集し、必要に応じて導入を検討します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「資源ごみの分別」を実施している割合（市民）	→	91%	92%	92%
② 「環境ラベル商品、地場製品の購入」を実施している割合（市民）	↗	48%	52%	56%
③ ごみ排出量（家庭系）	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
④ 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）	↗	72%	74%	76%
⑤ ごみ排出量（事業系）	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの減量化・資源化	資源循環課
適正分別のための情報提供	資源循環課
4R推進事業者行動協定の創出	資源循環課
事業系ごみの排出状況の把握	資源循環課



施策⑬ ごみの排出抑制と受益者負担の適正化

さらなるごみの減量化や適正分別・排出の徹底に向け、市民との十分な意見交換のもと家庭ごみ有料化の導入や一般廃棄物処理手数料の改定などを進めるとともに、その後の適正な業務の管理や減量効果の検証を行います。

また、事業系ごみの排出状況の実態を把握し、事業者に対して情報提供を行うとともに、ごみの減量化や適正分別・排出の啓発を行います。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↗	72%	74%	76%
② ごみ排出量（家庭系）【再掲】	↘	59,647t/年	59,605t/年	59,563t/年
③ ごみ排出量（事業系）【再掲】	↘	10,926t/年	6,811t/年	5,797t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
家庭ごみ有料化導入及び進行管理	資源循環課
一般廃棄物処理手数料改定の検討及び進行管理	資源循環課
生ごみ処理機等の普及の推進	資源循環課

意見交換会



基本方針（6） 資源循環型まちづくりを目指したごみ処理システムの構築

施策⑭ 適正な収集・運搬の実施

高齢者世帯の増加や人口減少など、将来のごみを取り巻く環境の変化に対応するとともに、環境と安全に配慮した収集・運搬を行います。

また、不適正排出や不法投棄に対する防止策を推進します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「まちのきれいさ」に対する「満足」の割合（市民）【再掲】	↗	34%	39%	44%
② 不適正排出の啓発件数（シール）	↘	30,488 枚	28,964 枚	27,440 枚
③ 不法投棄の監察日数	→	257 日	現状維持 (250 日/年程度)	現状維持 (250 日/年程度)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
適正排出にむけた啓発	環境事業センター
安心まごころ収集	環境事業センター
ごみや資源の収集運搬	環境事業センター
不法投棄の監察	環境事業センター

家庭ごみの収集



施策⑮ 適正な処理・処分の実施

ごみ処理施設の適切な維持管理によりごみの適正な処理に努めるほか、安全性、経済性に優れ、処理残渣*の減量化及び再資源化に資する環境への負荷が小さい中間処理技術の研究を継続的行います。

また、安全性や効率性を考慮しながら、ごみ処理の広域化を推進します。

このほか、最終処分場の安全管理を徹底し適正な処分を行うことで、環境保全を図るとともに、焼却残渣の再資源化を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	焼却残渣の再資源化量	↗	1,054t	3,440t	5,029t
②	焼却量	↘	56,310t/年	51,482t/年	49,113t/年
③	最終処分量	↘	7,018t/年	4,097t/年	2,161t/年

主な取り組み

主な取り組み	担当課
ごみの焼却処理施設の運転維持管理	環境事業センター
粗大ごみ処理施設の運転維持管理	環境事業センター
最終処分場の維持管理	環境事業センター
環境事業センターやリサイクルセンターの施設見学	環境事業センター

堤十二天一般廃棄物最終処分場



寒川広域リサイクルセンター



政策目標 4

気候変動に対応できるまち

政策目標 4（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 気候変動に対応できるまち

家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガスの排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 気候非常事態宣言について

令和 3（2021）年 4 月 1 日、茅ヶ崎市と寒川町は、「茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言」を共同で表明し、「住民」や「事業者」、「団体」と連携・協力し、気候の危機を正しく理解するとともに、豊かな環境が保たれた、持続可能な社会の実現に向けて、気候変動対策に取り組むこととしました。

茅ヶ崎市・寒川町 気候非常事態宣言（抜粋）

1. あらゆる対応策を講じ、2050 年までに、「二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指します。
2. 深刻化する自然災害、猛暑による健康被害、農水産業への影響などを正しく理解し、気候変動に対する適応策を推進します。
3. 住民や事業者、団体、行政などが、情報を共有し、連携・協力して気候変動対策に取り組めます。

2021 年 4 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

寒川町長 木村 俊雄

■ 政策指標

政策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域のエネルギー消費量 [※]	↓	【基準年度】 15,414 TJ (平成25年度) 16,857 TJ (平成29年度)	14,255 TJ (基準年度比 -7.5%)	13,096 TJ (基準年度比 -15%)
②	市域の温室効果ガス排出量 [※]	↓	【基準年度】 1,291 千t-CO ₂ (平成25年度) 1,308 千t-CO ₂ (平成29年度)	1,123 千t-CO ₂ (基準年度比 -13%)	955 千t-CO ₂ (基準年度比 -26%)
③	再生可能エネルギー設備容量	↑	21,016 kW	31,102 kW	39,593 kW
④	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(市民)	↑	62%	66%	70%
⑤	「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合(事業者)	↑	62%	67%	73%
⑥	「ハザードマップでの災害リスクの確認」を実施している割合(市民)	↑	61%	70%	80%
⑦	「熱中症対策」を十分に行っている割合(市民)	↑	33%	40%	47%

※国では、令和2年3月の国連への「パリ協定に基づく日本の排出量削減目標(NDC: Nationally Determined Contribution)」提出を契機として、地球温暖化対策計画の見直しを含めた気候変動対策について検討がされています。削減目標については、エネルギーミックスと統合的に温室効果ガス全体の施策を積み上げ、「さらなる野心的な努力を反映した意欲的な数値」を目指すとしています。また、「新しい生活様式」の定着・拡大に伴うエネルギー消費構造の変化は、本市におけるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量に影響を及ぼすことが予想されます。そのため、中間評価時において、新たな地球温暖化対策計画及び社会情勢等をふまえ、削減目標値の再検討を行うこととします。

基本方針(7) 気候変動緩和策の推進

- ・温室効果ガス排出抑制を目指し、エネルギーや資源を賢く使うライフスタイル、事業活動への転換を促進します。
- ・自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、災害時にも役立つ再生可能エネルギー設備の導入を促進します。
- ・省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行います。

基本方針(8) 気候変動適応策の推進

- ・気候変動の影響による被害を最小限とするため、地域の防災・減災力を強化します。
- ・気候変動対策の必要性の周知・啓発を行います。

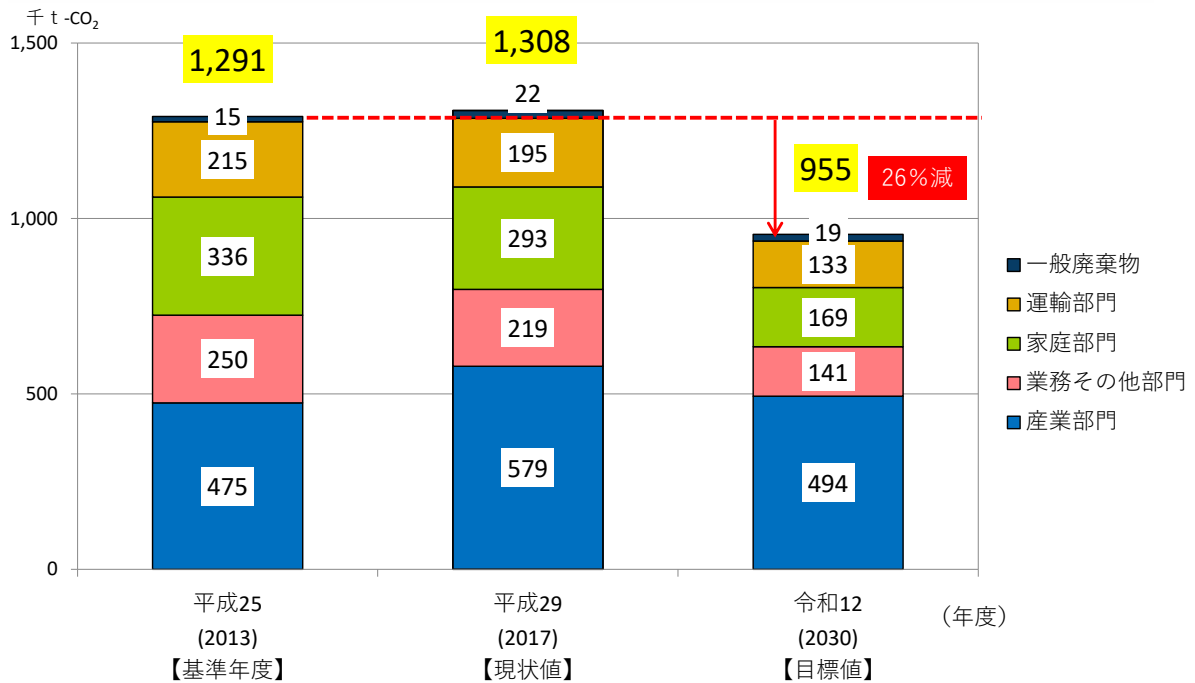
茅ヶ崎市の温室効果ガス排出量削減目標

本計画は、「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけられることから、温室効果ガス排出量削減のための中長期目標を定めます。

我が国では、パリ協定に基づき、『2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26.0%削減』とする削減目標を、「地球温暖化対策計画」において掲げています。

本市においては、2050 年の二酸化炭素（CO₂）排出量実質ゼロを意識するとともに、国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

令和 12 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比で市内の二酸化炭素（CO₂）排出量を 26%削減する



部門別の削減量・削減率（内訳）

部門	2030年度削減目標								【参考】 2030 国削減率 (%)
	排出量 (千 t -CO ₂)	基準年度からの削減量 (千 t -CO ₂)					基準年度比削減率 (%)		
		現状趨勢 ^{注1)} (BaU)	追加対策分 (排出係数改善含む)			うち追加対策分			
				排出係数改善分 ^{注2)}	追加対策分				
産業	494	19	84	-65	-35	-30	4%	-6%	-7%
業務	141	-109	-48	-61	-41	-20	-44%	-8%	-40%
家庭	169	-167	-104	-63	-48	-15	-50%	-4%	-39%
運輸	133	-83	-49	-34	-1	-33	-38%	-15%	-28%
廃棄物	19	4	5	-1	0	-1	25%	-7%	-7%
計	955	-336	-112	-224	-125	-99	-26%	-8%	-26%

各部門の小数点以下を四捨五入しているため合計値にずれが生じている場合があります。

注 1) 現状趨勢^{すうせい}とは、追加的な地球温暖化対策を行われないことを前提とした場合のCO₂の推移を意味します。

注 2) 電力排出係数*改善分の削減量として、2030 年度の電力排出係数については、0.370kg-CO₂/kWh（国エネルギー基本計画等に基づく設定）まで下がることを想定し、算出しています。

新型コロナウイルス感染症による CO₂ 排出量への影響と今後の地球温暖化対策【新型コロナウイルス感染症による CO₂ 排出量への影響】

令和元（2019）年 12 月末頃に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に感染が拡大し、企業の経済活動や市民生活などへ大きな影響を及ぼしました。

世界では人の移動が抑制され、工場の稼働停止などが相次ぎ、石油や電力の需要が大きく落ち込んだことや、ライフスタイルの変化に伴い、令和 2（2020）年の世界のエネルギー関連の CO₂ 排出量は、前年比で約 8%減少すると予測されています（令和 2（2020）年 4 月時点）^{※1}。

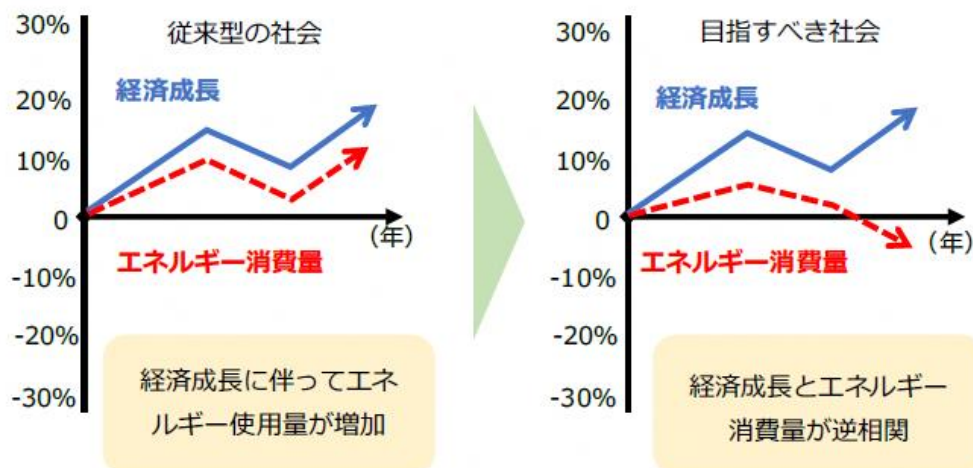
現段階（令和 2（2020）年 8 月時点）において、本市の CO₂ 排出量に与える影響を正確に予測することは困難ですが、神奈川県^{※2}の経済情勢報告によると、県内の工業生産活動の動向を把握するための指標である工業生産指数が令和 2（2020）年 4 月から 5 月にかけて大幅に悪化しています。そのため、本市の産業部門（製造業）においても製造品出荷額や生産量など活動量への影響が予測され、CO₂ 排出量にも影響すると考えられます。

【今後の地球温暖化対策について】

パリ協定の 1.5℃目標の実現には、令和 2（2020）年から令和 12（2030）年の間に毎年約 8%の CO₂ 排出量の削減を持続させることが必要と分析されています^{※3}。しかしながら、温暖化対策として、経済活動を制限し CO₂ 排出量を削減することにはさまざまな意見が提示されています。今後、新型コロナウイルス感染症の影響により短期的には CO₂ 排出量は減少する見込みですが、経済の回復とともに排出は再び上昇に転じると考えられます。

国内の今後の経済成長を考えた時、少ない炭素投入量でいかに経済発展を遂げるかという視点（炭素生産性）が重要になり、これまでと同様に経済活動をして CO₂ 排出がない社会経済システムに入れ替えなくてはなりません。

これを実現するためには、再生可能エネルギーなど CO₂ 排出のないエネルギーで製造した電気を効率的に使用することや省エネルギー技術をさらに発展させること、エネルギーを多く消費する経済活動から、情報技術等を利用した省エネルギー型の経済活動に転換することが必要となります。



※1 IEA Global Energy Review 2020

※2 財務省関東財務局横浜財務事務所 「神奈川県の経済情勢報告（令和 2 年 8 月 4 日）」

※3 UNEP 「2019 年版温室効果ガス排出ギャップ報告書」

※図出典 環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル算定手法編 Ver.1.0（平成 29 年 3 月）」

基本方針（7） 気候変動緩和策の推進

施策⑯ 家庭・事業者の省エネルギーの推進

温室効果ガス排出量削減のために、低炭素型の製品・サービスを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、事業者に向けた効果的な省エネルギー対策に関する情報を提供します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「電化製品の省エネ設定」を実施している割合（市民）	↗	74%	77%	81%
② 「エアコンの温度設定」を実施している割合（市民）	↗	65%	69%	72%
③ 「照明、テレビの消灯」を実施している割合（市民）	↗	87%	88%	89%
④ 「エコドライブ*」を実施している割合（市民）	↗	64%	66%	69%
⑤ 「省エネ家電」を「導入済」の割合（市民）	↗	47%	53%	59%
⑥ 「高効率照明」を「導入済」の割合（事業者）	↗	55%	61%	67%
⑦ 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量の市民1人1日当たり排出量	↘	200.8 g-CO ₂	161.3 g-CO ₂	150.9g-CO ₂

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発	環境政策課
再生可能エネルギーに関する普及啓発	環境政策課
ごみの減量化・資源化に関する啓発	資源循環課



施策⑰ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、業務における省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量を削減します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市有施設におけるエネルギー消費量	↓	【基準年度】 297,040 GJ (平成25年度) ----- 285,288 GJ (令和元年度)	256,697 GJ (基準年度比 -13.6%)	216,335 GJ (基準年度比 -27%)
②	市有施設における温室効果ガス排出量	↓	【基準年度】 16,299 t-CO ₂ (平成25年度) ----- 14,492 t-CO ₂ (令和元年度)	13,027 t-CO ₂ (基準年度比 -20%)	9,755 t-CO ₂ (基準年度比 -40%)
③	「エコドライブ」を実施している割合(職員)	↑	87%	89%	90%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム*(C-EMS〔チームス〕)の適正運用	環境政策課
コストを勘案した省エネ、高効率設備機器の設置・更新	資産経営課

エコドライブ研修



太陽光発電設備(松浪コミュニティセンター)



施策⑱ 再生可能エネルギーの適切な導入の推進

太陽光発電、廃棄物発電などの、本市に適した再生可能エネルギーや災害時にも役立つ自立分散型エネルギーについて、家庭・事業者の導入や活用における課題を把握・分析し、自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、活用を促進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	市域の太陽光発電システム設備導入件数・設備容量	↑	10kW未満： 4,056件 (15,889kW) 10kW以上： 284件 (5,072kW)	10kW未満： 5,340件 (21,994kW) 10kW以上： 441件 (9,052kW)	10kW未満： 6,407件 (27,085kW) 10kW以上： 571件 (12,454kW)
②	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（市民）	↑	6%	7%	8%
③	「太陽光発電システム」を「導入済」の割合（事業者）	↑	7%	9%	12%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
省エネルギー及び地球温暖化対策に関する普及啓発（再掲）	環境政策課
再生可能エネルギーに関する普及啓発（再掲）	環境政策課



基本方針(8) 気候変動適応策の推進

施策⑱ 自然災害対策の推進

短時間の集中豪雨に対応するため市民の防災意識の高揚を図るとともに、減災に寄与する雨水の貯留・浸透の促進や、下水道施設の計画的な整備や維持管理に取り組みます。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「災害に備えた食料や水の備蓄」を実施している割合(市民)	↑	65%	73%	80%
② 「災害時の避難行動について直近1年間で考えたことがある」割合(市民)	↑	44%	52%	60%
③ 避難確保計画の提出率	↑	90.5%	100%	100%
④ 「家庭用燃料電池*・蓄電システム(電気自動車を含む)」を「導入済」の割合(市民)	↑	5%	7%	9%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に関する情報収集	環境政策課
気候変動適応策に関する普及啓発	環境政策課
災害対策に関する各種訓練と防災知識の広報・啓発	防災対策課
気候変動適応策の推進に向けた庁内調整	環境政策課

増水した相模川



施策⑳ 健康被害対策の推進

熱中症や熱帯・亜熱帯地域でみられる感染症のリスクが高まっていることから、市民に向けて熱中症や感染症の予防に関する情報を発信するなどの普及・啓発を行います。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「暑さ指数(WBGT)」を聞いたことがある割合(市民)	↗	65%	73%	81%
② 「従業員に対する熱中症対策」を十分に行っている割合(事業者)	↗	36%	42%	48%
③ 「みどりのカーテンや敷地の植栽など」を実施している割合(市民)	↗	50%	55%	60%
④ 「みどりのカーテンや屋上・敷地の緑化」を実施している割合(事業者)	↗	36%	42%	49%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
気候変動適応策に関する情報収集(再掲)	環境政策課
気候変動適応策に関する普及啓発(再掲)	環境政策課
熱中症予防に関する周知・啓発	健康増進課

みどりのカーテン



地域気候変動適応計画

本計画は、「地域気候変動適応計画」としても位置付けられます。

気候変動対策は、温室効果ガスの排出抑制（緩和策）と同時に、緩和策を行っても避けられない気候変動の影響に対応していくこと（適応策）が必要です。

予測される影響

茅ヶ崎市で気候変動の影響（リスク）が特に大きいと考えられるのは、次のようなものがあげられます。

大項目	小項目	茅ヶ崎市での影響 現在の影響(■)、将来予測される影響(▲)
農業	水稲	▲品質低下（白未熟粒、一等米比率低下など）
	果樹	■▲高温による生育障害 ■▲急な低温による霜害リスクの増大
	病害虫・雑草	■▲生育適温が高い病害虫の発生
	農業生産基盤	■▲風水害等による農地や農業用施設の被害
水産業	生態、養殖	■▲海水温の変化による海藻や貝類等の定着性水産生物の変化
水環境	沿岸域	▲海水温上昇による赤潮発生、底層溶存酸素の低下
	水供給	▲無降雨・少雨が続くことによる渇水リスクの増大
生態系	生態系	■▲分布域の変化、ライフサイクル等の変化
災害	洪水・内水	■▲現在の整備水準を上回る降雨による浸水被害や施設被害の発生 ▲短時間強雨による浸水被害
	高潮・高波	▲高潮・高波リスクの増大 ▲漁港防波堤等への被害
	海岸侵食	■▲海面上昇や台風の強度の増大による海岸侵食
	地すべり等	▲土砂災害の増加、被害の拡大
健康	暑熱	▲熱ストレスによる超過死亡者数（直接・間接問わず総死亡者数がどの程度増加したかを示す指標）の増加 ■▲熱中症搬送者数の増加
	その他	■▲高温期の長期化による光化学スモッグやPM2.5の高濃度化
都市	インフラ	■▲短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等によるインフラ等への影響
生活	暑熱	■▲熱中症リスクの増大、睡眠障害、屋外活動への影響等

※影響評価は、国・神奈川県の評価に準じています。

連携による施策の推進

適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

国の気候変動適応センターや研究機関、神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体と密接に連携し、適応策を推進していきます。

また、市民・事業者・行政それぞれの役割を本計画で明確にし、取り組みを進めていきます。

政策目標 5

環境に配慮した行動を実践するまち

政策目標 5（10年後の茅ヶ崎市のイメージ） 環境に配慮した行動を実践するまち

市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

■ 関連する SDGs



■ 政策指標

政策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「環境学習の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	32%	28%	24%
② 「環境活動の機会」に対する「不満」の割合（市民）	↓	25%	22%	19%
③ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（市民）【再掲】	↑	62%	66%	70%
④ 「省エネルギーなど地球温暖化対策への取り組み」を実践している割合（事業者）【再掲】	↑	62%	67%	73%
⑤ 「資源ごみの分別」を実施している割合（市民）【再掲】	→	91%	92%	92%
⑥ 「ごみの減量化への取り組み」を実施している割合（事業者）【再掲】	↑	72%	74%	76%
⑦ 環境分野における市民活動団体等との連携及び協働件数	↑	57件	60件	63件

○参考データ

項目	現状値
① 市民・事業者アンケート調査の回答率	34.3%（市民） 30.4%（事業者）

基本方針(9) 環境教育・環境学習の充実

- ・未来を担う子どもたちに向けて、学校における環境教育の充実を図ります。
- ・市民が参加しやすい環境学習会やイベントの開催などを通じて、環境学習の充実を図ります。
- ・市内における環境意識の向上を図ります。

基本方針(10) 環境活動の促進

- ・市民、事業者の環境に配慮した活動に対する支援を行います。
- ・様々な媒体を活用しながら、市内の環境に係る情報発信を行います。

ちがさき環境フェア



基本方針（9） 環境教育・環境学習の充実

施策⑳ 学校における環境教育の充実

小・中学校で環境に関する教育を推進し、児童・生徒の環境意識を育てるとともに、体験的学習・自発的な取り組みにつなげるため、学校生活の中で環境活動を継続的に推進していきます。

環境への関心の向上と日常生活への反映を図るために、児童・生徒に現在の環境の状況、市民活動団体の活動、事業者や市の取り組みなどを紹介できる機会を作ります。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	出前授業等の実施件数	↗	18件	23件	27件
②	環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」アクセス数	↗	521件	587件	652件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
スクールエコアクションの推進	環境政策課
出前授業等の実施	関係各課
環境学習支援サイト「ちがさきエコスクール」の活用	環境政策課 学校教育指導課
副読本・教員向けニュースレターによる情報提供	関係各課

スクールエコアクション活動展



出前授業



施策⑳ 地域における環境学習機会の拡充

より多くの人々が環境に配慮した行動が実践できるよう、幅広い年代の人々を対象に環境保全活動や持続可能な地域づくりの参加の機会を提供し、活動を通じた学びを促進していきます。

また、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習を充実します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 「環境講座、農業体験、自然観察会への参加」を実施している割合(市民)	↑	7%	11%	16%
② 「地域の清掃活動」を実施している割合(市民)	↑	20%	24%	29%
③ 地域清掃・ボランティア清掃参加人数【再掲】	↑	7,647人	7,838人	8,412人
④ 市主催の市民を対象とした環境に関する講座・教室等実施件数	↑	72件	76件	80件

主な取り組み

主な取り組み	担当課
環境に関する講座、見学会、観察会等の実施	関係各課
市民まなび講座の活用	文化生涯学習課
地域清掃・ボランティア清掃(再掲)	環境保全課
美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎(再掲)	環境保全課
新たな環境学習手段の検討	環境政策課

エコクッキング講座



発電所見学



施策⑳ 庁内の環境意識の向上

市役所において、率先垂範としての環境活動に積極的に取り組み、市内に広く情報発信していくため、茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム「C-EMS（チームス）」などに基づき、庁内での環境意識の向上を推進します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	マイバッグを使用している割合 (職員)	→	93%	94%	94%
②	マイボトルを使用している割合 (職員)	↗	77%	80%	83%
③	「エコドライブ」を実施している割合 (職員)【再掲】	↗	87%	89%	90%
④	「生物多様性」の意味を理解している割合 (職員)	↗	46%	60%	73%
⑤	市有施設におけるエネルギー消費量【再掲】	↘	【基準年度】 297,040 GJ (平成25年度) 285,288 GJ (令和元年度)	256,697 GJ (基準年度比 -13.6%)	216,335 GJ (基準年度比 -27%)

主な取り組み

主な取り組み	担当課
茅ヶ崎市環境マネジメントシステム（C-EMS〔チームス〕）の適正運用 (再掲)	環境政策課
生物多様性の庁内周知	環境政策課 景観みどり課
自然環境庁内会議の実施	景観みどり課
各種研修会や関係機関への職員派遣	関係各課

茅ヶ崎市・藤沢市・寒川町との合同研修



基本方針(10) 環境活動の促進

施策⑭ 環境に配慮した活動への支援

より多くの人々に対して意識と行動の啓発を行うとともに、市民や事業者が自主的に行う環境活動を支援します。

さらに、市民、事業者の中から、環境学習や環境保全活動の推進役を育成します。

施策指標

施策指標	指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
① 市が広報した市民等の主催による環境活動数	↗	63件	67件	70件
② 自然環境評価調査員養成講座の定員に対する参加者数の割合	↗	69% (参加者数 125人 /定員 180人)	74%	79%

主な取り組み

主な取り組み	担当課
広報活動の支援	関係各課
環境に関する講演会等への支援	関係各課
環境測定機器の貸出・提供	環境政策課 環境保全課
事業者向けの環境に関する情報提供	環境政策課
自然環境評価調査関連講座の実施	景観みどり課

自然環境評価調査員養成講座



省エネ活動展



施策⑳ 環境に関する情報の発信

様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信など、わかりやすい形で環境情報を入力できるよう、利用者ニーズに応じた情報を提供します。

施策指標

施策指標		指標の方向性	現状値 (令和元年度)	中間目標 (令和7年度)	期末目標 (令和12年度)
①	「環境情報の充実」に対する「不満」の割合（市民）	↓	30%	26%	22%
②	イベント・講座等に関する情報発信回数	↑	326回	343回	359回
③	環境フェア参加団体数／参加者数	→ ↑	61団体 ／1,500人	61団体 ／1,650人	61団体 ／1,800人
④	環境ポータルサイト「ちがさきエコネット」アクセス数／更新回数	↑ ↑	44,231回 ／16回	55,000回 ／20回	66,000回 ／24回

○参考データ

項目		現状値
イベント・講座等に関する情報発信回数内訳		
①	広報紙	97回
②	市ホームページ（イベントカレンダー）	100回
③	市ホームページ（日めくり等）	32回
④	ツイッター	12回
⑤	メール配信	20回
⑥	ポスター・ちらし	62回
⑦	記者発表	3回

主な取り組み

主な取り組み	担当課
利用者ニーズに即した情報発信	関係各課 秘書広報課
環境フェアの開催	環境政策課ほか
新たな情報発信手段の活用	関係各課 秘書広報課
環境基本計画の周知	環境政策課

政策目標・施策と関連するSDGs

本計画で掲げる「政策目標」の実現と「施策」の推進は、本市の生活・社会・経済及び自然環境等、複数の異なる課題の解決と相互に関連しています。政策目標・施策とSDGsとの関連は次のように表現できます。本計画を推進することで環境の側面のみならず、持続可能な社会の実現に寄与します。

政策目標・施策	関連するSDGs
<p>1 自然と人が共生するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進 ④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全 	
<p>2 良好な生活環境が保全されているまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全 ⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進 	
<p>3 資源を大切に作る循環型のまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑫4Rの推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化 ⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施 	
<p>4 気候変動に対応できるまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑯家庭・事業者の省エネルギーの推進 ⑰公共施設の省エネルギーの推進 ⑱再生可能エネルギーの適切な導入の推進 ⑲自然災害対策の推進 ⑳健康被害対策の推進 	
<p>5 環境に配慮した行動を実践するまち</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉑学校における環境教育の充実 ㉒地域における環境学習機会の拡充 ㉓庁内の環境意識の向上 ㉔環境に配慮した活動への支援 ㉕環境に関する情報の発信 	

